

# エクシオグループ株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エクシオグループ株式会社と称する。

2 英文では、EXEO Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、国内及び国外において、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気通信設備、電気設備及びこれらの付帯設備の建設及び保守
- (2) 土木、建築その他工作物の建設及び保守
- (3) 空調、衛生給排水、消防等、建築設備の建設及び保守
- (4) 産業廃水、産業廃棄物、脱臭施設等、環境保全設備の建設及び保守
- (5) 上下水道及び各種散水設備の建設及び保守
- (6) 情報処理に関する業務
- (7) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (8) 前各号に関連する企画、調査、測量、設計、工事監理及びコンサルティング並びに機材、機器及びソフトウェアの製造、販売、賃貸及び保守
- (9) 情報処理機器、電気通信機器、産業用・家庭用電気機器、建築資材、建設機械及び自動車の販売、賃貸、修理及び輸出入業務
- (10) 警備業、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (11) 損害保険代理業、生命保険募集業及び電気通信事業者の代理店業
- (12) 駐車場の運営及び管理
- (13) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (14) 放置車両確認事務
- (15) 発電事業及び売電事業
- (16) 貨物利用運送事業
- (17) 古物売買業
- (18) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。

- 2 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集の時期及び場所)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

- 2 当社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者)

第 23 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第 25 条 取締役会の議長は、取締役会長が当たる。

2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問の設置)

第 28 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

## 第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、金銭による剰余金の配当を行う。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

3 金銭による剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

4 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

昭和29年5月17日 制定

昭和29年9月11日	改正
昭和31年12月19日	〃
昭和35年8月17日	〃
昭和37年3月15日	〃
昭和37年12月8日	〃
昭和38年11月28日	〃
昭和40年11月27日	〃
昭和41年11月28日	〃
昭和42年11月28日	〃
昭和43年11月29日	〃
昭和45年11月28日	〃
昭和47年11月28日	〃
昭和48年1月30日	〃
昭和48年11月29日	〃
昭和49年11月29日	〃
昭和50年11月28日	〃
昭和56年12月22日	〃
昭和57年12月22日	〃
昭和61年12月19日	〃
昭和62年12月18日	〃
昭和63年12月16日	〃
平成2年12月20日	〃
平成3年12月19日	〃
平成6年12月20日	〃
平成7年12月20日	〃
平成8年6月27日	〃
平成10年6月26日	〃
平成13年4月1日	〃
平成13年6月28日	〃
平成14年6月27日	〃
平成15年6月27日	〃
平成16年6月25日	〃
平成18年6月23日	〃
平成21年5月12日	〃
平成21年6月23日	〃
平成25年6月21日	〃
平成27年6月23日	〃
2020年6月24日	〃
2021年6月23日	〃
2022年6月24日	〃